

## 入間市浄化槽指導要綱

平成 14 年 11 月 29 日

告示第 173 号

入間市浄化槽指導要綱(昭和 53 年告示第 113 号)の全部を改正する。

### (目的)

第 1 条 この要綱は、公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽又は高度処理型合併処理浄化槽(以下「合併処理浄化槽等」という。)の設置及び既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽等への転換及び浄化槽の維持管理について指導を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 生活雑排水 一般家庭等(店舗及び併用住宅を含む。)の台所、洗濯機、浴室等の排水(し尿及び合併処理浄化槽等による処理水を除く。)をいう。

(2) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽で生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率 90 パーセント以上、放流水の BOD が 20mg/1(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。

(3) 高度処理型合併処理浄化槽 窒素若しくはリン除去能力又は BOD 除去能力を有する合併処理浄化槽をいう。

(4) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 106 号)附則第 2 条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(5) 公共用水域 河川、湖沼及びこれに接続する公共溝きよ、農業用水路その他公共の用に供される水域をいう。

(6) 建築物 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条に規定する建築物をいう。

### (関係者の責務)

第 3 条 生活雑排水を排出する建築物を建築しようとする者(以下「建築主」という。)は、合併処理浄化槽等の設置又は既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽等への転換を行うものとする。

2 現に建築物を所有している者(以下「既存建築物所有者」という。)は、当該建築物から排

出される生活雑排水が、公共用水域の汚濁発生の原因とならないよう合併処理浄化槽等の設置又は既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽等への転換に努めなければならない。

3 合併処理浄化槽工事を施工する者は、法第 29 条の規定に従い、かつ、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令(昭和 60 年厚生省・建設省令第 1 号)第 1 条に規定する浄化槽工事の技術上の基準に適合するよう施工しなければならない。

4 浄化槽を管理する者(以下「浄化槽管理者」という。)は、浄化槽の使用、保守点検、清掃及び浄化槽法定検査を適正に行い、異常又は故障を発見したときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。ただし、浄化槽の保守点検及び清掃を自ら行わない場合は、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者と委託契約を結び、浄化槽の保守点検及び清掃を行わなければならない。

5 第 1 項及び第 2 項の規定は、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する事業計画で定めた区域については、適用しないものとする。

(平 24 告示 62・一部改正)

(設置場所)

第 4 条 浄化槽を設置しようとする者は、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図るため、次の各号に定める事項に留意し適切な措置を講じるものとする。

(1) 浄化槽の設置場所の選定に当たっては、周囲の生活環境を十分配慮し、紛争の生じないように努めるものとする。

(2) 浄化槽は、保守点検及び清掃に支障のない場所に設置するものとする。

(放流先の許可)

第 5 条 浄化槽処理水の放流先は、下水管又は水路(水利権等の存するものは、権利者の同意を必要とする。)とし、かつ、放流することについては、市長の許可(流末使用許可)を得たものでなければならない。

2 道路側溝は、原則として放流先に認めないものとする。ただし、排水する流量に応じた規格側溝で、流末まで完備されている等の条件を備えているものであって、市長の許可(流末使用許可)を得たものはこの限りではない。

3 放流先が前各項以外の排水施設でその施設に管理者又は権利者がある場合には、当該管理者又は権利者と事前に協議するものとする。

(現場確認)

第 6 条 市長は、この要綱の目的を達成するため、随時現場を確認することができるものとする。

(市長の指導)

第 7 条 市長は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、建築主又は既存建築物所有者に対し、合併処理浄化槽等の設置、既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽等への転換等について必要な指導をすることができる。

2 市長は、浄化槽管理者に対し、浄化槽の使用方法、保守点検及び清掃、浄化槽法定検査の実施等について積極的に啓蒙し、適正な維持管理がなされるよう指導するものとする。

(西部環境管理事務所への通報)

第 8 条 市長は、浄化槽管理者が浄化槽の維持管理を怠り、付近の生活環境の悪化を招いていると認めたとき又は悪化を招くと推測されるときは、西部環境管理事務所へ通報するものとする。

(保守点検業者の義務)

第 9 条 市内で浄化槽の保守点検を業として行うものは、浄化槽保守点検業届出書(様式第 1 号)を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした保守点検業者は、法の技術上の基準に従い誠実にこれを実施しなければならない。

3 第 1 項の届出をした保守点検業者は、浄化槽保守点検報告書(様式第 2 号)により前月分を毎月 10 日までに市長に報告しなければならない。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 11 月 30 日から施行する。

附 則(平成 24 年告示第 62 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。